

第十六回
会

参議院地方行政委員会會議録第十五号

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)午後二時八分開会

出席者は左の通り。

理事

石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

西郷吉之助君
長谷山行毅君
小林 武治君
若木 勝蔵君
加瀬 完君

政府委員

自治庁財政部長 武岡 憲一君

本日の會議に付した事件

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○理事(石村幸作君) これから地方行政委員会會議を開きます。今日は衆議院から送付されました地方財政法の一部を改正する法律案につきまして自治庁のほうから内容の補足説明をして頂きたいと思ひます。

○政府委員(武岡憲一君) それでは今回御提案申し上げております地方財政法の一部を改正する法律案につきまして概略の御説明を申し上げます。この改正法律案の提案理由並びに内容の概略につきましましては、さきに大臣から御説明を申し上げたところでございますが、私から若干補足的に申し上げて見たいと存じます。

改正の第一点でございますが、これ

は地方財政法の第五條第一項五号中の改正でございます。今回の改正案は公共施設とございますものの文字の下に公用施設というものを加えようとするものでございます。これは従来現行法によりまして、起債の対象となり得た事業は、この法律に規定がございするよう学校、河川、道路、港灣と

いつたような公共施設というものの建設事業費ということになつておつたのでございますが、今回これに公用施設を加へまして、例えば役場の庁舎或いはその他公共団体がその直接の公用に供しますところの施設の建設につきましても起債をなし得ると、かように改めたのでございます。この点につ

きまして、実は先般衆議院におきまして御修正を受けたのでございます。この御修正の趣旨を併せて申し上げてみると存じますが、これはこの公共施設のほかに公用施設を加へるという政府の御提案申し上げましたものにつきまして、現行法の書き方が要するに公共施設の

説明といたしまして、説明と申しますか、学校、河川、道路、港灣というような例示になつておるのでございますが、なお起債の対象として具体的に取上げて参りますものは、ここに勿論例示されておりますものの以外の各種の公共施設、又今回の改正によりましては公用施設というものを含みわけでございますが、その例示を、その対象となる公用施設なり、公共施設の内容をも

う少し具体的に例示をしたい、かよう

な御趣旨でございまして、従いまして法文といたしましては学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港灣、その他の土木施設等の公共施設、又は公用施設、こういうふうな書きかたがより適切ではないか、かような趣旨の御修正があつたわけでございまして。

それから改正法案の改正の第二点は第五條の第三項に新たに一項を加へようとするものでございまして。これは、第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、当該市町村の課税額の総額が、所得税額を課税標準とし、税率を百分の十八とした場合にお

ける課税額の総額と同額による税率とする。かような趣旨で、要するにこの第五條の第一項第五号によりまして起債をいたします場合には、御承知のように標準税率以上の実際の税の賦課をしておるといふことが一つの条件になつておるわけでございまして、その標準税率の定め方につきましては、今回別に御提案申し上げております地方税法の改正案におきまして、個人に対する市町村民税の所得割の算定に關しまして、若

千の修正をいたすべく御提案申し上げておるわけでございまして。これは現行法におきましては、所得割の標準税率といたしまして所得税額の百分の十八といふ一応の規定があるわけでございまして、今回この標準税率を廃止いたしまして、いわゆる所得割の第二方式と普通に呼んでおりますが、課税總所得金

額の百分の十といふものを基準といたしまして所得割の課税標準税率を定め

て行こうといふような改正案に相成つておりまして、いわゆるこの所得割についての標準税率という觀念が一応なくなるわけでございまして。従いまして財政法の第五條第一項の適用に關しまして、その場合に一体何を以て標準税率とするのかという点が問題となつて参りますので、その点を補ひます意味で、この条項を設けるのでございまして、その内容は只今讀上げましたように、所得税額を課税標準とし、税率を百分の十八とした場合の課税額の総額と同額になるような税率、これが即ち標準税率であるといふことを明記いたしてあるのであります。その場合に括弧内に(納税義務者の所得税額に百分の十八を乗じて得た額が当該納税義務者に係る地方税法第二百九十二條第四号本文に規定する課税總所得金額に百分の十を乗じて得た額をこえる場合において、当該納税義務者に係る課税額は、その課税總所得金額の百分の十の額として算定するものとす。)

という括弧書きをしてございまして、これは市町村によりまして非常な高額所得者がございするやうな場合には、所得税が累進課税になつております関係から、所得税額の百分の十八の額が課税總所得金額の百分の十の額を超えるやうな場合が生じて参るのであります。この場合には全体として課税の均衡、或いは起債をいたします条件の公平を図つて参ります意味におきまして、實質上

所得税額の百分の十八に該當するだけの課税をいたしておる場合には、これは標準税率を以て課税をしているものとみなして行きたい、かような規定を設けた次第でございまして。

その次に地方債の償還年限についての規定を一項設けようとするものでございまして。即ち第五條の二といたしまして、第五條の第一項第五号の規定によりまして起債をいたします場合の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共施設なり、或いは公用施設の耐用年数以内にとどめるべきである、

かような規定をおきたいと存するのであります。これは勿論地方債の借換をする場合におきましても同様でございまして、この規定の趣旨は、建設をいたしましたその施設の耐用年数以上に長い償還期限を置いて置きますといふと、その施設がすでに老廃と申しますか、駄目になつて更に新しく施設をしなければならんという場合に、なお古い起債が残つておる、償還をしなければならんというやうな事態を生じまして、だん／＼そういう事態が重なつて参りますと、財政の健全な運営を阻害する虞れがございしますので、少くともその耐用年数以内にはその起債の償還ができるやうにやつて行きたい、かような規定を設けたものでござい

ます。それからその次に証券発行の方法による地方債に關しまして一項設けておりますが、先に挙げました償還年限に關しての規定、又この証券発行の場

合における特殊な規定、更に又は後ほど申上げます。第五條の四なり、或いは第五條の五なり、これらの一連の規定は、いずれも大体昨年度あたりから公募債がだん／＼殖えて参りました。関係から、公募債の總体的な消化を促進して行きたいというような意味合から設けられた規定でございます。この第五條の三でございますが、この規定は証券によつて地方債を起します場合の方法につきまして規定をいたしまして、「募集、売却又は交付の方法によることが出来る。」又割引発行もできる、又償還の場合につきましては、抽籤発行、抽籤による償還をすることが出来る、かような規定を設けまして、証券の形による地方債発行についての規定を整備して参りたいと考えたのでございます。

その次の第五條の四は商法の規定を一部ここに準用いたしておりますが、これは社債につきまして、現在商法が規定をいたしておりますのでございまして、その規定の趣旨は、大体この社債関係についての応募者、即ち債権者を保護して参るような規定でございます。で、その一つは社債募集の商法の規定でございますが、即ちここに準用しようとする商法の規定でございますが、「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ償還ヲ受ケルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス」というような規定、又「前項ノ場合ニオイテ社債権者ハ債券ト引換ニ償還額ノ支払

ヲ請求スルコトヲ得」という規定がございまして、それからいふ一つは「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ニ以上アルトキハソノ権限ニ属スル行為ハ共同シテコレヲナスコトヲ要ス」という規定がございまして、それからいふ一つは社債募集の委託を受けた会社が二つ以上ある場合、その償還の義務についてでございますが、「社債権者ニ対シ連帶シテ償還額ノ支払ヲナス義務ヲ負フ」とかような規定がございまして、これも債権者の保護規定でございます。いづれもこれらをいづれも地方債の債券発行につきまして、準用して参りたいという考でございます。

それからその次の第五條の五の規定はこれは一部事務組合による地方債についての規定でございます。一部事務組合を地方自治法の規定によつて設置いたしまして、その組合の中で規約に当該組合を組織する地方公共団体に貸し付けるための地方債を共同して起す旨を、規定するものが起す地方債につきましまして、その組合と組合を組織する地方公共団体との連帯で以て償還並びに利息支払いの責任を負うようにした、これも先に申上げましたような債権者保護の一つの規定でございます。大体主な規定は以上のようなものでございまして、あと若干部分的に条文の整理或いは字句の整理に関する規定がございまして、例えば十二條の二項の三号の中で警察予備隊とありますのは、これは法律の改正によりまして、保安隊というふうには字句の修正だけでございまして、それから又先に御説明申上げました地方債の償還年限に関する今回加えようとする新しい規定は、附則の

第三十三條によりまして、警察、消防それから六・三割の起債の特例がございまして、この場合にもこの規定を準用して行きたい、かようなことも規定いたしておるのでございます。今回の改正法律案の内容は、大体さうなものでございまして、いま一つ追加いたしまして、今回衆議院におきまして御修正を受けました、いま一つの点をこの際併せて御説明を申し上げます。その点は附則第三十三條の規定に關してでございます。この規定の第三十三條の第二号に、第三十三條の規定は地方債の特例に關する規定でございますが、即ち「地方公共団体は、当分の間、左に掲げる経費については、第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることが出来る」とございまして、その第二号に「自治体警察の創設に伴う施設の建設費」というのがあつてございまして、この点につきまして、自治体警察の創設という点だけでは今日の警察財政、市町村の警察財政の關係から甚だ不十分ではないか、もつとこの特例によつて起債し得る警察關係の施設というものを広げたいという御趣旨でございます。この条項につきまして、この「創設」の下に「及び整備」とお加えになつたのでございまして、即ち「自治体警察の創設及び整備に伴う施設の建設費」かやうに御修正を頂いたのでございまして、概略でございますが、大体御審議を頂きます法案の内容は、以上のようなものでございまして、

○理事(石村幸作君) 只今の部長の説明並びに前回の自治庁長官の提案理由の説明等につきまして御質疑をお願いいたします。

○堀末治君 これは何ですか、そうするとこの予算で認めた枠内だけの問題なんですね。枠内の要するに起債のあれをきめようというわけですね。

○政府委員(武岡憲一君) この今回御提案申上げました法律の改正は、只今御指摘のその起債、つまり二十八年度に予定をいたしております起債計画の枠内とは関係ございません。即ち二十八年度に予定しております起債の枠内で、どういふようなものについて起債をするかという点についての修正と、どのよう方法によつて起債をするかという額というふうなものについては別に額、或いは枠というふうな問題については関係ございません。

○堀末治君 そうすると例えば各市町村はやるかと思つても、その枠以外だということ許可されないという趣旨ですか。

○政府委員(武岡憲一君) その通りになります。例えば具体的に申しますと、今回公用施設というものを加えたわけでございます。それから又衆議院の御修正によりまして、警察の場合におきましても対象が広がるわけでございまして、併しながら實際承認をいたしますときには、別途御審議を頂いております地方財政計画によつてきまつた枠内で許可することになります。それが、拡がったから、公用施設のものについては当然みな許可をするというふうには参らんかと思つております。

○政府委員(武岡憲一君) さうでございます。

○小林武治君 衆議院の第五條一項五号中の修正というものは何の趣旨は變りません。

○政府委員(武岡憲一君) この法律で規定しております趣旨には別に關係ございません。ただ規定の書き方と申しましうか、現行法が例示的に非常に抽象的に書いてあるわけでございまして、それをもつと具体的にどういふ施設もこの例示にこれに入るのだというふうなことを例示して置きたい、かういふ趣旨に承つておるのであります。

○小林武治君 公用施設の中の例示はどういうものでありますか。

○政府委員(武岡憲一君) 公用施設というところで別に具体的例示はないのでございまして、「公共施設又は公用施設」とあるのでございまして、この今度の衆議院の改正の条文によりまして、例えば「学校、河川、道路、港灣」を「学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港灣その他の土木施設等の公共施設又は公用施設」と、こうなつております。従いまして例えば消防施設の中心にも公共施設と見るべきものもありまして、公用施設とむしろ見るべきものもあるわけであります。それからその他の例えは厚生施設等につきましても、その施設の性格によりまして、公共施設と見るべきものもございまして、又公用施設と見る筋のものもあるかと存じますが、その点はそれらのものを含めまして、要するにまあこういった文教なり或いは厚生なり土木な

り消防なりというものに關係する一切の公共施設及び公用施設と、こゝういふうな意味になつておるわけでありま

す。

○小林武治君 公用施設として主として

目当てにされておるものは何ですか。

○政府委員(武岡憲一君) 大体問題に

なつて参るに存しますのは庁舎でござ

います。県並びに市町村の役場といつ

たような庁舎の場合が今日まででも一

番問題が多いのでございまして、これ

につきましては、従来から災害復旧と

いうような形でございまして、庁舎の

建設について起債を認めておつたので

ございまして、単に建築をしたり或

いは増改築をしたりというやうなもの

につきましては、法律上起債の対象に

なり得なかつたわけでございまして。併

し今更若しこれを御承認頂きますなら

ば、さうなもののつきましては起債

を認め得る、かようなことに相成るの

でございまして。なお、そのほかに、例

えば保健所でございまして、或いは

この例示にございまして、或いは

かいつうなものも入つて参らうかと

思ひます。

○加瀬完君 至つて初歩的な質問をい

たしますけれども、衆議院の修正案で

見ますと、公共施設、公用施設といふ

境界が何かはつきりしておらないやう

に思われるのですが、そこで今まで一

体この法文上公共施設と呼んでおつた

のは一体何か、見方によつて公共施設

と見られ或いは公用施設と見られるも

のじやないかと思ふのですよ。公共施

設といふものの内容と公用施設といふ

か非常にあいまいになつて来るように

思われるのですが、その公共施設の内

容、公用施設の内容を御説明頂きた

い。

○政府委員(武岡憲一君) 公共施設と

申しておりますのは、この行政の主体

が一般住民と申しますか、公衆の使用

又は利用に供するために設ける施設、

こゝういふように定義されるわけでござ

います。例えばさういふ意味におきま

して道路とか河川とかいふやうなもの

がその適例になるわけでございまして。

或いは橋梁といふやうなもの、それか

ら公用施設と申しておりますのは、そ

の行政主体が行政目的のために直接使

用又は利用するために設ける施設とい

うこととございまして、結局はまあ同

じく公衆がやはりそのものを使用する

ことにはなるわけでございまして、そ

の公衆の使用なり或いは利用といふも

のは、直接的であるか或いは間接的で

あるかといふのが、その区別になると

思ふのであります。そこで従来の規定

は公共施設になつておつたわけでござ

います。それで呼んでおられますのは、

例示にございまして、さういふ学校、そ

れから道路、河川、港灣といふやうな

ものが大体さういふやうなものであり

ます。そのほか勿論各種のいわゆる公

共事業の対象になりますやうなものが

あるわけであります。今回特に公用施

設といふものを加えました趣旨におい

て考へておりますのは、例示として先

ほど申上げましたやうな、役場とか庁

めに使つておるといふ意味において

は、これは公用施設だと思ふのでござ

います。が、例えばその中で一部を公衆

のいふやうな試験研究のための相談所

といふやうなものを仮に作つておると

いたしまして、これはどうも公共施設

といふたほうが適當ではないか、かよ

うなことになつて参ると思ひます。観

念的には私先ほど申上げましたやう

に、これは固苦しい定義をいたしまし

れば、行政目的のために直接に使つて

おるか、或いはむしろ公衆の直接の使

用、利用に供しておるか、こゝういふこ

とで區別することに相成ると思ひま

す。

○加瀬完君 さつき堀さんからも少し

触れられた問題であります。現在公

共施設の起債或いはその他財政的な援

助を政府のほうに要求いたしましたし

も、要求したものの何分の一しか得ら

れないといふ現状でございまして。公共

施設とは別様に公用施設の分といふも

のを考へるのでございまして、さうい

ふの考へるのの分が幾ら、公用

施設の分が幾らといふやうには考へて

おりません。問題は今日承認をいたし

ております起債についてその起債し得

る額の総額、起債総額といふものが多

か少いか、多過ぎるか少過ぎるかとい

ふやうな問題にならうかと思ひます。こ

の問題は結局前にも御説明申し上げま

した地方財政計画を御検討頂きます際

に、地方の一体財政需要といふものを

地方の一体財政需要といふものをどの

せまして、勿論それだけではなくて、や

りこの起債は起債としての特殊な事情

といふものも考へなければなりません

が、さういふやうなものの関係で地方

債の額といふものを本年度のくら

にしたらよろしいかといふことで、こ

うことで実は総額をきめて参つてお

るのであります。そこでその総額の範

囲内で、大体これは従来の実績或い

はその年の財政計画の特殊性等も勿論

関係いたすわけでございまして、それ

によりまして、その総額の中で、公共事

業費に充てられるべきものがどれくら

い、それから又災害関係に充てるもの

がどれくらい、又単独事業に充てるも

のがどれくらい、こゝういふやうに内容

分けまして起債計画を立てておるので

あります。その問題と、こゝに法律

改正で、その起債の対象となるもの

を公共事業のほかに公用施設を加え

たといふことは、直接の関係はない

ものと考へております。

○加瀬完君 直接の関係はございませ

んが、さういふ総額でございまして、こ

とになりますと、公共施設のほうに行

く分のうち幾分かが公用施設のほうに

廻るといふことも考へられるわけで

すね。そのために総額が殖えて参らな

いといふことになれば、公共施設が今

でも困つておるのに、新しい公用施

設といふものが一つはまり込んだやう

な形になりまして、公共施設の枠とい

ふものがもつと狭められるといふやう

なことにはならないのですか。

つたやうなものが、この対象が狭ま

つたために、さういふものがなければ

然そつちへ行くはずのものが減りはし

ないか、こゝういふ御心配だと思ひま

すが、これはその事業だけについて、仮

に今例におとりになりましたやうに、

公共施設といふものに一体二十七年

度だけ起債をするか、そのまゝの形

で二十八年度総額で行けばどのくら

いかかるかといふ、仮にさういふ推計

が立つかといふ、仮にさういふ推計

を実際に活用して二十八年度或いは

二十九年度において、その枠によつて

の方面に対する起債をどん／＼出して

行くといふことになれば、或いはお

しやるやうな結果になるかも知れませ

ん。或いは公共施設として幾ら、或

いは公用施設として幾らつけることが適

当であるか、こゝういふやうな先ほど私

が申上げましたやうな起債の総額全体

といふものの定め方の問題に、問題は

歸つて来ると思ふのであります。こ

の起債の総額といふものが今日の地方

財政の状況からして少な過ぎるのだと

いふこととございまして、これはも

う公用施設を加えまして、加えま

すまいが、やはりこれは我々として低

過ぎるのだといふ問題が残ると思ふの

です。ただ公用施設といふものを加

えたために、従来公共施設といふやう

に当然見ておつたものが少くなること

が非常に不都合ではないかといふ御意見

であると思ひます。私はさうい

ふ意味よりも、やはり起債の総額とい

ふものを財政計画との関係において

きめる場合に、もつと考慮する場合が

あろうといふことと、団体といつた

しましては、例えば一つの公共施設を

建てる事業と公用施設をやるための事

業

第三部

地方行政委員会

議録第十五号

昭和二十八年七月二十三日

【参議院】

三

というものを仮に一つの団体が持つて
おる場合に、どつちの仕事をするかとい
う選択の問題になつて来るわけでご
ざいます。総幹がきまつておる限りに
おいては、そういうことになつて来る
わけですが、今年は公共施設のほうは
やめて、それよりも切迫した庁舎の建
直しのほうをやるということになりま
すれば、おのずからそつちのほうに起
債つけて行くという結果になるわけで
ございますから、特におつしやるよう
に公共施設がこのために殖えるとか減
るとかいうことはお考えになる必要は
ないと私は考えております。

○加瀬完君 私は一応町村あたりを考
えれば、そういう原則論は成り立ちま
すが、市でありますとか、県であります
とかいうことになりまますと、公用施
設だけのほうへ起債を求めて、公共事
業のほうは起債を求めないでやつて行
こうという場合には参らない場合があ
りますね。そうなつて参りますと、や
はり幹の面を一方を立てれば一方がへ
こむということになりませんか。総幹
が振れば問題のないこととありますが、
勿論総幹を振げるということのほう
が基本的な問題ではございしますが、
私が伺いたいのは、いい法律なんであ
りますけれども、この実態面としての
効果、結局総幹が振がらない限り、
そう現れないということになつて参り
ますと、法律を作ること共に、これ
によるところの裏付けというものがや
り財政的に考えられなければ、この法
律というものは生きて来ないじやない
かということをお心配するのです。
○政府委員(武岡憲一君) 御尤もな御
意見だと存じます。まあ具体的に申し
ますと、こういうことが適当な例であ

るかどうか疑問でございしますが、仮に
或る一つの町で、橋梁が相当危険な状
況にあつてこれを掛け直さなければなら
ん、そういう事業を一つ持つてお
る。併しながら同時にその役場の庁舎
というものが非常に老朽して危険なの
で、これは直ぐにやらなければなら
ん、こういう二つの事業を持つておる
と仮定いたしますと、従来の規定のま
までございしますれば、その橋梁の掛け
換えといふものについては、これは起
債の対象になるわけではございします。従
つてこれは起債ができるのですが、庁
舎のほうはこれは起債の対象になりま
せんので、これはやるとすれば一般財
源でやらなければならぬという、こう
いう状態であつたわけでありまます。と
ころが今度この規定がございしますれば、
この庁舎の建直しについても起債がで
きるわけではございしますから、その町と
してはまあその町に一千万なら一千万
の起債が仮に予定されるといたします
れば、その一千万で橋を架けるか或い
は庁舎を建てるかということは、その
団体の任意になるわけではございしまし
て、そういうまあ選択の余地というも
のがこの規定によつてできて来るとい
う効果があるわけなんです。問題はそ
の場合に役場をやるために一千万円の
起債をしたいということなんだが、そ
の役場を建てるために橋のほうに充て
ようと思つておつた一千万が削られ
る、削られると申しますか、充てられ
なくなると、こういうことは困るんじ
やないかという御意見であらうと思ひ
ますが、従来の通り橋は橋で一千万も
かけながら、而も今度役場も建直し
ができるようになったので、役場は五
百万なり一千万の起債をつけるべきじ

やないかという御意見だろうと思ひま
すが……。
○加瀬完君 そうなりますか。
○政府委員(武岡憲一君) それは私の
申しております通り総幹の問題でござ
いしますが、必ずしもそういうふうには
ならないと思ひます。仮に一千万とい
うものを予定するといひますれば、
その団体としては法律改正の効果と申
しますか、効果は橋にするか役場にす
るかという選択権ができると、こうい
うことになるわけではございまして、従
来は一般財源でなければ庁舎の復旧と
いうことができなかったから、従つて
もう一般財源で庁舎を建直すというこ
とは実問題として困難だから殆んど
できなかった。併し今度橋のほうを
とにかく少し辛抱すれば、庁舎の建直
しができるようになった、こういう程
度の効果は期待されるんじやないかと
思ひます。

○堀末治君 今の加瀬さんの心配され
るのは私共例を見ておる。或る所で今
から三年ばかり前、学校で講演した。
その学校は非常にひどいほどろ学校なん
です。それはひどい。だからこの起
債をもらつて建て換へたらどうか、い
や、今お願いしておるというのです
ね。ところが去年の暮に又そこへ行つ
たのです。ところが大分時間が遅かつ
たので学校に行かなくて、今日は役場
で話してくれというので役場へ行つ
た。ところが役場のほうは立派なんだ
です。新しく立派にしたんだが、あの
学校はどうしたと言ふと、学校はまだ
なんだというわけですね。それは駄
目だ、学校は後進にして役場を建
てるなんて、これはけしからんと、
こう言つて来たんです。その後になつ

て是非あの学校だけは建てたい、学
校はひどいから私は建ててやつたほう
がいいと思つておる。ところがその後
助役の話をお聞きすると、どうも自治庁
のほうでは認めてくれていたが、併し
札幌の財務部のほうでは認めない。そ
してそれで困るから是非財務部のほう
へ頼んでくれというので、私は札幌
の財務部のほうへ行つて話しました。
ところがそこで言うんです、あれは
まさにけしからんと言ふんです。あの
ほろ学校の起債をやつてくれ、やつて
くれというので、やろうと思つたとき
に、今度はどうしたところか役場を建て
ておる。役場を建てるの錢があつたら学
校のほうに何ぼでも入れればいいの
に、そつちが起債をやつてくれ起債で
やつてくれと言つてせきたてておる。
それで大分起債が多いもので、果して
負担能力があるかどうかと思つて躊躇
しておるときに役場を建ててしまつた
と、實際ああいうけしからんことでは
やられませんかというわけですね。今
度はこれが振られるから、そういう
文句はなくなると思ひますが、やはり
そういう文句なくやれますか。

○政府委員(武岡憲一君) 結局その場
合に、一休学校をやるのが適当なのか
或いは学校はいても役場をやらなけ
ればならぬかということは、やはり
その自治団体の選択によると思ひま
す。その事情はその場合によつて変つ
て来ると思ひます。先ほどの加瀬委員
の御質問に又関連するのでございま
すが、さつき私が申しました例の場合
に、一千万円の起債を以て橋の修理を
するのと、その一千万円をそのまま庁
舎のほうに廻すのと、こういう例を申
上げたわけですが、おつしやる意味

は、一千万円はつまり依然としてとい
いますか、初めの方針通り橋梁の掛け
換えのほうに使つておいて、更に今度
は公用施設が必要になつたから、公用
施設について、来年度五百万なら五
百万というものをつけるのが至当で
あらう、或いはそういうふうにしなけ
れば、この改正の趣旨が通らんのじや
なからうかと、こういう御趣旨だろ
うと思ひます。これはそういう点にお
いては御尤もだろうと思ひます。やは
り先ほどのことを私繰返すようござ
いしますが、総体としてやはり起債の
殖えて参りますれば、その団体に一
千万円ときめる必要はなく、或いは一
千万円、二千万円という、そういう配
分が可能でございしますから、そうなり
ますれば、おつしやるように趣旨にお
いて名実共に公用施設の起債対象の効
果を現わすということにならうかと思
ひますが、そういう点はただ配列をこ
ういうふうにするのばしたから起債の
のばしたということとでなしに、起債の
枠が広いのか狭いのかという問題は、や
はり先ほど申し上げましたような地方財政
計画という建前から御検討頂くほうが
私は至当ではなからうかというふうに
考えております。

○若木勝蔵君 ちよつと伺いたいと思
ひますが、この法案の第一頁の第五
条の第三項ですか、非常に読みにくい
法文になつておるのですか、これはこ
ういうことになるのですか。第一項第
五号の場合には、普通税の標準税率は
云々といつて、そして税率を百分の十
八とした場合における課税額の総額と
同額になる税率とすると、こういうこ
とですか。

○政府委員(武岡憲一君) その通りでございませう。

○若木勝蔵君 そうすると、三項をも少し具体的に説明してみたい。

○政府委員(武岡憲一君) 大変ございませう。たまたま文になつておりますが、もう一度御説明を申し上げます。要するにこの規定を設けました理由は、先ほどお

実は申上げたのでございませうが、別途御審議を願つております市町村民税の改正法律案におきまして市町村民税の中

の個人の所得割、これの算定に關しまする規定を改正しようということに御

審議を願つておるわけですが、即ちそれは現行法では個人に対する市町村民税

の所得割につきまして、その納税義務者の所得税額の百分の十八というの

が一応標準税率となつておるのでございませうが、今回その規定を改正いたしま

して、標準税率という觀念を廃止することになるわけにございませう。そこで

只今申上げましたような、つまり所得税額を課税標準として課税をいたしま

すいわゆる第一方式、その方式における百分の十八という税率を廃止いたし

まして、第二方式、即ち課税総所得金額を課税標準として課税をいたしま

する場合の税率が百分の十の額と同じよ

うになる程度にまでは所得税額を基に

して税率を定めてもよろしいと、こ

う規定の書き方になつてゐるので

す。そこでこの課税方式につきま

は、いわゆる標準税率という觀念がな

くなつて来るわけですが、ところが財政

法の規定におきましては、第五條第一

項の第五号におきまして、起債をする

場合には標準税率以上の課税をしてお

らなければならぬという条件があるわ

けです。その場合に一体そういう地方

税法の改正を若しするとするならば、

何を以て市町村民税の所得割における

標準税率にするかということが疑問に

なつて来るのです。そこでこの標準税

率というものをここにはつきり書いた

わけですが、即ちその書き方は、個人に

對する市町村民税の所得割にあつて

は、その市町村の課税額の總額が、所

得税額を課税標準として、税率を百分

の十八とした場合における課税額の總

額と同額になるような税率であればよ

ろしい、これがいわゆる第一方式によ

つて課税をしておる団体についての標

準税率の考え方ということになるので

す。ところがその場合に、その町村の

中で高所得者がありま

ういうふうな規定をすることによりま

して、その条件の公平を期しよう、こ

ういう考え方ではございませう。その括弧

内に書いてございませうがその意味で

ございませう。(納税義務者の所得税

額に百分の十八を乗じて得た額が当該

納税義務者に係る地方税法第二百九十

二條第四号本文に規定する課税總所得

金額に百分の十を乗じて得た額をこえ

る場合)即ち百分の十八の場合が高い

場合、その場合には課税總所得金額の

百分の十の額として計算すると、こ

ういう書方をしておるわけですが、

○若木勝蔵君 そうしますと、

個々の人について考えてみると、そ

ういう高所得者のほうは、課税總所得

金額の百分の十としたほうに行くとい

うと、減つて来るということになりま

すね、だけれどもその市町村全体を見

ました場合に、これは所得税額の百分

の十八という場合と、課税總所得金額

の百分の十とした場合においては、ど

の百分の十という税金の徴収が多くな

るのか。つまり私の聞いてゐるの

は、第一方式をとつた場合と、課税總

所得金額というのの第二方式とすれ

ば、どちらのほうが税収入は多くなる

のですか、この点を伺いたい。

○政府委員(武岡憲一君) 通常の場合

におきましては、第二方式、つまり課

税總所得金額の百分の十の額のほう

が多くなるのが通例でございませう。

○若木勝蔵君 そうしますと、

地方税法の改正はその百分の十の方面

に、第二方式の方面に大体おるよう

な形になりますね。

○政府委員(武岡憲一君) 大体そ

うふうな考え方ではございませう。

○若木勝蔵君 その点はわかりました

が、次に今も起債のことについてい

るお話がありましたが、随分私起債

のことについて或いは手続が複雑にな

つておるのではないかと申すのです。

それで私の知つておる範囲では、町村

の起債というふうなものは府県知事の

権限内で済むのではないかと、然るに中央

に多額の金をかけて、財政部長も御存

じでしようけれども、非常にあつた

ふりに陳情が多く来ておる、そこで一

体私は明瞭にしたいと思ふのは、今

の起債の許可を受けるまでの手続を明快

に言つて見たらどういふふうになつて

おるか、その点を一つ伺いたいと思

ひます。余りに複雑なように思ふので

す。府県で済むようなものが中央ま

で来なければならぬ、自治庁に

来る、大蔵に行くというふうな恰好に

なつておりますが、どうなつておりま

すか。

可自身はこれは市町村のものにつ

しては府県知事が許可をいたすわけ

でございますが、その總体の枠の關係

がございませうと、それから実際に起債

の許可をやりまして、それに対して

実際に融資されるかどうか、殊にこれ

は大蔵省が所管をいたしております資

金運用部資金を借入れる場合におい

て特にそういう問題があるわけに

ございませう。許可とそれから実際の金の貸付

というものが全然無關係に行われま

す。と、實際問題として許可は受けたけれ

ども金が借りられなかつた、こ

ういう事態を生ずる虞れがあるわけに

ございませう。そこでその間にお

きましては、どうして

も密接な連絡をとることが必要

であるかということ、そういう意味

の協議連絡というものを今日行なつて

おるわけにございませう。純粹に法律上

から申しますならば、府県及び五大市

についての起債につきましては、今日

法律及び政令の定むるところに従いま

して、一県五百万円以上のものにつ

いて自治庁長官がこの許可をいたしま

す場合には、大蔵省と協議しなければ

ならぬという規定がございませう。い

わゆる法律上の協議をやつておるわけ

にございませう。ところがそのほかに市

町村のものについては別に法律上の協

議は必要といたしません。法律上は必

要がないわけにございませう。ただそれ

にかかわらず、自治庁と大蔵省との間

でその起債の許可についていろいろ協

議をいたしておりますのは、先ほど申

上げましたように、この許可を自治庁

長官が許可をいたしましても、その実

際の裏付けになる資金というものを大

蔵省が貸してくれるかこれないかとい

う問題が残るものでございませうから、

市町村における起債の要望額でござい
ますとか、又その起債を充当する事業
でありますとか、又その団体の償還能
力に關します關係のあります財政状
態でございしますとか、そういうもの
についてろ／＼調査をしておる状況に
なつておりまして、これが非常に複雑
な關係がございしますために、市町村
には非常に御迷惑をかけておるのが実
情でございます。

法律上の協議と申上げました。つまり国の全体的な財政、金融を統制して行かなければならない立場からその協議を受けるわけでございますし、一方におきましては、国の資金運用部資金を貸付けるといふもの、法的融資機関という立場における機能を持つておりますが、その二重の立場からこの問題に關係しておるわけでございます。そういうような關係にございまして、趣旨から申しますれば、こういう起債の総枠だけきめて行けば、その範圍内で以て府県並びに五大市のものについては自治庁長官が許可をし、市町村のものについては府県、市が許可して、そのものについてはその範圍内で以て大蔵省がどん／＼金を貸して行けばいいじゃないかということで、いわば簡單なことでございますけれども、現実の問題といたしましては、今申上げましたように許可と実際の融資との間の食違ひが將來起らないようにということで、そういうような非常に複雑な協議をいたしておつたわけでございます。大蔵省といたしまして、今申上げましたような二つの立場がございまして、そういう意味で必要だということ、機關を使いまして、各

たのですが、どうですか、結局市町村で以て起債を申請する場合には、税金入とか何とかいうふうな一つの標準があつてそれを越えそはならないようになつておるのだらうと思ふのであります。ところが實際において、それで以て許可を得る、自治庁はその範圍を越えなければ許可をする、ところがそれに対して大蔵方面で起債の財源といふか、そういうような方面からこれをたがをかける、實際私もついて行つてみますと、自治庁で調べたと同じようなことを又資金運用部でやつてゐるようですが、これは非常に二重のあれになるようなんですが、それだけの一つの条件によつて申請して来るものであつたら、それを大蔵のほうで粹で以て縛るというようなことは、これは私はおかしいのじゃないかと思うのです。特に資金運用部の資金ですから、結局これは国民の方面の預金というふうなものから集めたものだらうと思ふのです。それを一体住民が借りる場合に、そこで以て粹で縛るというのはどうしてもおかしいところがあるのじゃないかと思うのですが、自治庁としては、やはりそういうことまで現在としては大蔵がやらなければ、この起債というも

のが順調に行かんとお考えですか。

○政府委員(武岡憲一君) これはむしろ大蔵省の立場と申しまするか、大蔵省のこの事務についてのお考え方の問題にならうかと思ひますので、私の申上げるのは如何かと存じますが、この起債の許可につきましては、私のほうの立場といたしましては、地方財政を円滑に運営して行く、それから又各団体がその財産状態に鑑みまして、過大な起債をすることによつて、将来財政運営の困難を來たすことがないやうにという、どこまでも財政の堅実化を図つて行くやうにというやうな見地から、主として調査をし許可を与えておくわけでございます。その限りにおきましては、私どもは府県、市町村の各当事者の意見又その団体の財政状態等につきましても仔細にでき得る限りの検討をいたしまして許可をいたしておるのでございます。ただそれに對する融資として仮りに私のほうでこの程度この事業についてこの団体が起債をす

ることは適当であると認めたものにつ
きまして、大蔵省で今度金を出す場合
に、更にそれが必要か、必要でないか
という、御調査なされることが二重か
二重でないかという問題になろうかと
思いますが、これはむしろ大蔵省とし
てはやはり公金を貸付けるについて、
どこでそれがどういうふうに使われる
のであるか。又その団体に果して実際
その償還の能力があるかどうかという
ようなことは、公的な融資機関としては
責任上して行かなければならぬという
うことでお調べになつておるのだと思
うのであります。これは仮に私のほう
で許可をいたしまして問題に公募債の
問題になるかと思いますが、公募債の額

としてこの程度のものはよからうというところで許可をいたしました場合に、その団体がそれを仮に或る銀行なら銀行に借りに行くと、その場合にその或る銀行としてはその団体に貸付けをする限り、やはりこれは融資をするという関係から一体それはどういう事業に使用されるか、その団体の財政の狀態、信用の程度はどういうものかということは一応調べるを得ないと思うのであります。そういうような意味合いにおきますとは、やはり公金を扱つておる大蔵省といたしましては、全然調査をしないということには参らんかと思うのであります。ただその具体的な方法等につきましては、やはりその貸付の対象となるものが公営団体でございまして、單なる私の会社なんかと違つて、けでございしますので、そういう特殊事情というものを十分考慮して頂けば、方法等については更にこれは検討する余地がまだあるのではないかと、うふうに私は考えております。

○若木勝藏君 町村長あたりの話を聞いてみると、戦前は相当起債のほうは楽であつたけれども、この頃は償還年数からいつても、或いは起債の許可の金額からいつても、非常に戦前に比べて窮屈になつたと、こういうふうなことを言つてゐるのですが、実情はどういうふうになつてゐますか。又その原因はどこにあるのでありますか。

○政府委員(武岡憲一君) 起債が困難になつたといふことの意味は、手続や何かの意味じやありませんか。そういう意味ではありませんか。手続が非常にむずかしいとか。

○若木勝藏君 金額とか、償還手数とかが窮屈になつたと……、

○政府委員(武岡憲一君) 起債のこれは結局弊の問題になつて参りますすが、従来に比べまして、一体起債の総額といふものが地方財政の全体の額の中で占める割合というようなものを統計的に調べてみますと、今日は確かに昔に比べたら相当に下つております。起債の総額というものが昔に比べますとかなり少くなつておるように思ふのであります。具体的な数字を持合せておりませんが、殊にこれは団体にもよりまして、例えば市なんかにおいて特にそういう傾向が強いといふことはいえるのではないかと思ふのであります。これは終戦後におきまして、暫らくの間公募債といふものが事実上発行されておりましたが、全部起債は政府資金の貸付のみを受けておつたわけでありました。大蔵省のいわゆる昔の預金部資金、今日の資金運用部資金といふものだけを借りて起債することだけが認められておつた。ところで嚴密に申し上げますれば、二十六年度の末頃から公募債

の途が開かれまして、だん／＼殖えて参る傾向なんでございますので、そういう意味におきましてはだん／＼総体の額としては昔に近づくというまでには数字は殖えておりませんけれども、幾らか緩和はいたしております。年々起債の総額というものも殖えて参つてはいるのであります。ただその資金源でございしますが、一般の公募債の問題は暫らくおきまして、政府資金の貸付の状況を見ましても、従前におきまして資金運用部資金、いわゆる従前の預金部資金の中から地方債として出されておりました資金の割合というのと、今日資金運用部資金の総額の中で地方債に出されておりますものの割合というも

のを見てみますと、これも従前より若干減つておるようでございます。これはまあ別添資料がございまして、けれども、その割合等から行きますと、大抵資金運用部資金というものと、ほかの例えは金融債でございますとか、そういうたはかの国債の消化というものが相当幅広く運用されるようになっておりました。そのため地方債というものが多少昔に比べて減つて来ておると、こういうところにも一つの原因があるのではなからうかと思ふのであります。まあ政府資金はそういう状況でございます。

それからそのほかの公債債について、これはそれでは今後殖殖して行けばどん／＼公債ができるかと申しますと、やはり今日の金融情勢から申しますと、それも団体によりましては非常に困難でございます。東京と大阪とか、或いはその他の大都市というところでございます。かなり公債債の消化能力がございまして、小さな団体に参りますと、なか／＼そういうわけに行かない。これもただ単にだけをやりに殖殖して参りましたも実際の消化は困難である。こういうようなことで、事実上起債全体の額というものが地方財政の規模に比べてかなり少なくなつておるといふのが実情でございます。さういふ意味合におきまして、或いはまあ昔に比べて起債が窮屈だといふような御意見が出て参つておるのかといふふうに考えます。

ますね。そうすればその枠に計画のあったどこかの市町村が自由にやれるといふことになつたら、その市なり町村なりがその枠に關係なしに出すことを許しますか。

○政府委員(武岡憲一君) その公債の場合でございます。公債の場合につきましては、これはいろいろ御意見といたしましては公債というものを枠をはめて、そうして一々枠内で許可をいたしするのをおかしいのじやないか、公債というものは各団体が自分の財政力、信用力というものでよつて資金を集め得るところまでどん／＼やつて行けばいいんではないかという御意見がかねてからあるわけでありまして、ただ今日の地方財政計画におきましては、御承知のようにこの財政計画自身の中にも公債の枠というものを予定しておるわけなのであります。今年度の計画で申しますと、一般会計の中で百十億というものは公債しなければ、この財政計画に予定をしております各種の財政支出というものを賄ふことができないといふようなことになつておるわけでありまして、そこで、公債もやはり計画の枠内ということに相成りますと、やはりそれだけの、百十億なら百十億というものの公債が消化されるように政府としても責任をもつてこれは努力しなければならぬわけでございます。これをただまあ放置いたしませんと、公債のできるような能力を持つた大きな団体はどん／＼公債をやつて参りますし、そのほかのところでは、まあ或いは今日の金融事情から見まして、非常に公債が困難となつて来る。全体としての財源配分上或は公債を許すということになつておる

ないにもかかわらず、その団体に公債ができない、こういうように全体においなるて来るものでございまして、やはりそこには一種の統制を加へまして、むやみに東京では何十億でも公債ができるからやれるだけやつてよろしいというわけに私も参らないと思つております。東京で公債し得る限度は大体この程度ということに一応抑えて、他の都市においてもやはり或る程度の公債ができるような考慮を加へて参る必要があるといふことで、今日なお許可制をとつたわけでありまして、

○堀末治君 許可制はいいのですけれども、その政府から申す、その枠内から申す、やつはきまつておるからいいのです。けれどもその枠によつてやれるといふところは自由に許すといふことですか。その枠以外のものを……

○政府委員(武岡憲一君) 考え方といひましては、仮にその財政計画で予定しておる公債百十億という枠のものが仮に完全に消化されると、更にそのほかに余力がある場合というお話で、これは私は別にそういう公債を許可することは一向差支えないと考へております。ただ実際問題といたしましてはなか／＼今年百十億……去年はまあこれが一般会計で五十億程度のものだったわけでございますが、その後追加して多少殖殖しましたが、その七十億くらいになりましたが、これも五大市がそのうち大体半分程度の四十億足らずのものを一般債券市場に売出したわけでございます。市場募集をやつたわけでございます。これは勿論完全消化したのでございまして、その他のものは繰越募集等で地元の銀行等

から借入れをしておるわけでありまして、これが果して完全に消化されておるかどうかといふと、必ずしもはつきりわかつておりません。団体によりましては公債の枠は持つておるのだが、必ずしもそれだけのものを高い金利で借りなくても何と融資で融通してやつて行けるところはそれだけでやつておるところもあると思ひます。そういう余力のあるところは別でございますけれども、今おつしやいますように、そういう市場で百十億なら百十億といふものが完全に財政計画として支障のない程度に消化された上のことといふこととございまして、私はもう別に公債債をそれ以上制限する必要はないと考へております。この点は全く御同感でございます。

○堀末治君 それはあなたとしての考へですか。政府がそういうふうに考へておるのですか。

○政府委員(武岡憲一君) 公債債について枠という考へ方をどう考へるといふことを政府としてきめたことはございませぬが、一応はやはり今のところ今の取扱ひといたしましては枠内……ただ二十八年度で予定いたしております百十億につきましてもその分の許可がまだ全部済んでおらないのでございまして、残つておるものでございまして、残つておるもののでございまして、事態はその後の配分が終りましたあとの問題にならうかと思ふのであります。そのときの事態によりまして更に考へてみたいと思ふのであります。

○小林武治君 ちよつとお伺ひいたしたいのですが、今年から簡易保険特別会計の積立金が地方債の引受けをなし得るということになつておるのであります。これは窓口が二つになると、郵政省は自由にその地方債の選択ができるかどうか。町村と交渉してですね。

○政府委員(武岡憲一君) この融資につきましては、過般大蔵省と郵政省と自治庁との間で事務的な打合せを行ひまして、今年から初めて行われます。わが分運運用に支障がないようにいろいろ打合せをいたしたわけでありまして、その貸付けにつきまして原則的にはその借入れをいたします団体が選択をする、大蔵省から借りるか、或いは郵政省から借りるかといふことは、大体その起債する団体の選択といひます。その意思を尊重してきめて行こう、こういうふうな考へ方でやることになつております。

○小林武治君 そうするとその団体と郵政省との折衝につきましては、大蔵省とか地方庁からは干渉といひますか、そういうものはないと、こういうことなのでしようか。

○政府委員(武岡憲一君) 起債の許可は従前通りこれは自治庁長官が行います。その許可を受けた団体は政府資金を借入れをいたします場合に、どつちの窓口に行くかという問題が残るわけでございますが、これは原則的には只今申上げましたように団体の選択に委ねるわけでございますので、あとはやはり大蔵省と郵政省との間の連絡を緊密に図つて、その間に重複或いは間隙を生じないようにやつて行く、こういうふうな事務的な具体的な打合せを更に今やつておるのだと思ふのでございまして、これはまあ今申上げましたように、実際の融資をどつちの窓口からするかといふことの事務的な協議の問題でありまして、建前としては別に

その貸付けについて自治庁とか郵政省とか大蔵省が干渉するということは起らないと考えます。

○小林武治君　そうすると、ちよつと地方団体の起債の目的について許可、承認するのじやないのですか。地方団体に対して例えば学校とかこういう施設に要する財源を起債に求めるとか、こういうふうな内容もおきめになつてしまふのじやないのですか。

○政府委員(武岡憲一君)　許可をいたします場合には勿論その通りであります。

○小林武治君　従つてそのきまつたものをただ郵政省に借りに行く、ただ郵政省は窓口にしかな過ぎない、こういうことになるのですか。

○政府委員(武岡憲一君)　その団体がどういふ事業についてどれだけの起債をし得るかということは、従来もその通りでございますが、現在自治庁がきめるわけでありまして、起債を許可するわけでありまして、その許可を受けました範囲内においてこれが政府資金を借入れるということになりますれば、それを大蔵省から借りるか或いは郵政省から借りるかという問題が残るわけでございます。そういう意味でその窓口の選択はその団体の自由である、かような意味で申上げたのであります。

○小林武治君　私もが考えるのに、郵政省がその起債を引受けるということにつきましては、郵政省がその財源を必要とする事業の対象を選んて、その話のできたものを自治庁に承認を求めるといふふうにすべきじやないか、即ち今のやり方では、ただ郵政省は自治庁で起債の対象の事業まできまつたものを金を借りに行く金を出す窓口になる

過ぎない、こういうような恰好に今聞くのですが、それでは郵政省が要するに積立金の運用をするという趣旨からしましては、何も選択権はない。もうこれだけきまつた、これだけの事業に対してこれだけきまつたから、それだけ出してくれ、単なる窓口に過ぎない、こういうふうな思われるのです。が、それではその運用権というものが、非常に不完全なものじやないかというふうな思ふので、私どもとしては郵政省がこの起債を必要とする事業の対象そのものについても、選択或いは審議ができる、こういうふうにすべきじやないかと思ふが、今はそういうふうになつておらん、こういうことなんでですね。

○政府委員(武岡憲一君)　起債の許可は、これは法律上自治庁長官が行うものでございまして、私のほうで各団体の起債の要望を聞きまして決定をいたしております。郵政省がどの団体のどういふ事業について幾らの起債を、金を貸付けたい、こういうことでその起債の許可はいたしておらないのでありまして、若しお尋ねの意味が郵政省が先ずその持つております金をどこにどういふ目的で幾ら貸すかということきめて、それから今度はそれについての何と申しますか、逆に形式的な許可を私のほうでやる、こういうことには実はなつておりません。その点はむしろ起債許可自身の直接の責任機関が自治庁長官となつておりますので、これは私のほうの従来通りの方針によりまして許可をいたしまして、郵政省はただそれについての金の貸付けをやるわけでございます。ただその場合に先ほど申上げましたように、どういふところ

にしか貸せないとか或いはどういふ事業にしか貸せない、そういう拘束はしないように……、初めそういうふうには大蔵省と郵政省との間でもつて、例えば事業別に単独事業のものは大蔵省の関係とか或いは補助事業について郵政省が貸すとか、こういうふうなことをきめたらどうかというふうな意見もあつたわけでありまして、いろいろ事務的にも検討いたしましたのでございまして、それはむしろ両方の官庁といたしまして補助事業或いは単独事業というふうな拘束を受けることが却て運用上まづいのかじやないか、むしろそこは借りる団体の側の利便ということも考へて、その意思を尊重して貸付を行うようにしたほうがいいのじやないかというところに大体話がきまつたように私は聞いております。

○小林武治君　それはやはり自治庁が関与してきまつたのですか。

○政府委員(武岡憲一君)　その相談のときには、私どもも関係いたしております。

○理事(石村幸作君)　速記をとめて。

○理事(石村幸作君)　速記を始めて下さい。

○理事(石村幸作君)　速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十四分散会